

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について Q&A

### 1 申請について

Q1-1：どんな人が対象ですか。

Q1-2：主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

Q1-3：減免の対象となる保険税を教えてください。

Q1-4：申請窓口はどこですか。支所でもできますか。

Q1-5：郵送やインターネットでの申請はできますか。

Q1-6：申請期間を教えてください。

Q1-7：必要書類を教えてください。

Q1-8：令和3年中の収入・所得について、まだ申告できていません。減免申請はできますか。

Q1-9：国民健康保険税以外に減免してもらえるものはありますか。

Q1-10：窓口での減免申請手続きに、別世帯の人が行っても受け付けてもらえますか。

Q1-11：世帯主変更を行った場合は、申請は変更後の世帯主でも行う必要はありますか。

### 2 対象要件について

Q2-1：主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病の理由が新型コロナウイルス感染症によるものだと、どう判断するのですか。

Q2-2：「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

Q2-3：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

Q2-4：昨年、非自発的失業による軽減を申請し、令和4年度分の保険税も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。

Q2-5：既に他の減免制度（旧被扶養者減免など）を受けています。新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか。

Q2-6：新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。減免の対象となりますか。

Q2-7：住民票上の世帯主は年金収入のみの父です。一緒に住んでいる自分の収入が減少しています。減免申請できますか。

Q2-8：一人暮らししている母の生計を、別世帯の自分が仕送りで支えています。別世帯の者が主たる生計維持者として、母の国民健康保険税の減免申請できますか。

Q2-9：収入や所得がわかる書類は、世帯全員分が必要ですか。

Q2-10 対象②の要件1について

Q2-10-1：令和4年中の収入見込みはどのように算出すればよいですか。

Q2-10-2：確定申告書の控えを見ているが、要件1の「営業・農業・不動産・山林・給与収入」はどの部分ですか。

Q2-10-3：源泉徴収票を見ているが、収入はどの部分ですか。

Q2-10-4：事業収入等（営業・農業・不動産・山林・給与収入）のうち、営業等収入については前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計すると前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。減免の対象となりますか。

Q2-10-5：「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や自治体から支給される「特別定額給付金」などの各種給付金は含みますか。

Q2-10-6：営業・農業・不動産・山林・給与以外の、年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は減免の対象となりますか。

Q2-11 対象②の要件 2 について

Q2-11-1：「前年の所得の合計額」とは、営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか。あるいはそれ以外の種類の所得（年金や株、土地譲渡）を含めた合計ですか。

Q2-11-2：「前年の所得の合計額」とは、医療費や扶養控除など、各種控除をしたあとの額ですか。

Q2-12 対象②の要件 3 について

Q2-12-1：「減少が見込まれる収入」とは要件 1 でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

Q2-12-2：減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得とは、どういったものを指しますか。

### 3 減額・免除される額について

Q3-1：事業収入について前年比 10 分の 3 以上の減少見込みなのですが、令和 3 年中は必要経費の額が多く、事業所得は 0 となっていました。この場合減免の要件には当てはまりませんか。

Q3-2：前年の所得の中にマイナスの金額のものがある場合、要件 2・3 の「前年の所得の合計額」はどのように計算しますか。また、B の計算はどうなりますか。

Q3-3：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額がマイナスの場合、減免対象税額  $(A \times B / C)$  の計算結果が A の額を超えることが考えられますが、その場合、減免対象税額はいくらになりますか。

Q3-4：世帯に「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合、C の計算の際にマイナスの金額は通算しますか。例えば、被保険者が 2 名の世帯で、主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」が 500 万円、もう一人の「前年の所得の合計額」がマイナス 100 万円の場合、C の金額はどうなりますか。

### 4 その他

Q4-1：申請したら、どのくらいで減免が決定されますか。

Q4-2：減免決定前に支払いすぎた保険税は、還付されますか。

## 1 申請について

Q1-1：どんな人が対象ですか。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が亡くなられた、または、1ヶ月以上の治療を要する重篤な傷病を負った世帯。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業（営業・農業）収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯（廃業・失業も含む）

<要件>

1 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

（※保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、収入の減少額から除きます）

2 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

3 主たる生計維持者の、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

Q1-2：主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

主たる生計維持者は、原則世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。実態的に、世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、国民健康保険の資格の有無に関わらず、申請者の申出で主たる生計維持者とすることができます。

Q1-3：減免の対象となる保険税を教えてください。

減免の対象となる保険税は、令和4年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

Q1-4：申請窓口はどこですか。支所でもできますか。

令和4年7月15日から令和5年3月31日まで、安城市役所本庁舎1階9番の国保年金課国保係窓口で受け付けます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。なお、各支所では受け付けておりません。

Q1-5：郵送やインターネットでの申請はできますか。

新型コロナウイルスの感染拡大抑制のため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。記入・提出が必要な申請書等の様式は、公式ウェブサイトに掲載しています。また、ダウンロードが難しい方は、ご連絡いただければ郵送にて申請書をお送りいたします。

インターネットでの申請には対応しておりません。

Q1-6：申請期間を教えてください。

令和4年7月15日から令和5年3月31日（予定）です。

Q1-7：必要書類を教えてください。

「新型コロナウイルス感染症の影響による安城市国民健康保険税減免申請書兼収入等の状況申告書」と一緒に、該当する要件に合った資料の写しを添付してください。

①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

- ・「死亡診断書」または「死体検案書」（死亡の場合）
  - ・「医師の診断書」または「保健所からの措置入院勧告書」（重篤な傷病を負った場合）
- （※）「新型コロナウイルス感染症」による死因や病状の記載があること。

②主たる生計維持者の収入が減少した場合

- ・「令和4年1月から直近までの収入がわかる書類」（収入が確認できる帳簿、給与明細書など）
- ・「廃業・失業がわかる書類」（廃業届・退職証明書・雇用保険受給資格者証など）
- ・「保険金・損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類」（※有る場合）

Q1-8：令和3年中の収入・所得について、まだ申告できていません。減免申請はできますか。

主たる生計維持者に収入・所得があり未申告の場合、前年の収入状況が不明なため前年との比較ができないことから、減免要件に該当しません。そのため、まずは確定申告または市県民税申告で前年収入の申告を行ってください。その後、減免要件に該当する場合は減免申請を行ってください。

（※）申告をした結果、住民税や所得税などが発生する場合があります。

Q1-9：国民健康保険税以外に減免してもらえるものはありますか。

介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金にも新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度があります。

詳しくは、各担当部署へお問い合わせください。

Q1-10：窓口での減免申請手続きに、別世帯の人が行っても受け付けてもらえますか。

減免を受ける世帯主の方の委任状と代理人の身分証明書が必要です。

Q1-11：世帯主変更を行った場合は、申請は変更後の世帯主でも行う必要はありますか。

世帯主変更により納税義務者が変わるため、旧世帯主と新世帯主の両方の申請が必要です。

なお、主たる生計維持者が変わらなければ、収入申告書等の添付書類は不要です。

## 2 対象要件について

Q2-1：主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病の理由が新型コロナウイルス感染症によるものだと、どう判断するのですか。

死亡診断書や医師の診断書の記載内容から判断します。

例えば、単に「肺炎」のみの記載では新型コロナウイルス感染症によるものとは判断できません。

Q2-2：「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

1 カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書記載内容から判断します。

Q2-3：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します（直接的であるか間接的であるかを問いません）。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇や令和2年2月以前の離転職が原因である場合等）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-4：昨年、非自発的失業による軽減を申請し、令和4年度分の保険税も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。

主たる生計維持者が非自発的失業による軽減制度を適用されている場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については対象外です。

ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる可能性があります。また、主たる生計維持者以外の方が非自発的失業による軽減対象となっている場合は、減免申請ができます。

Q2-5：既に他の減免（旧被扶養者減免など）を受けています。新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか。

既に受けている他の減免額と新型コロナウイルス感染症の影響による減免額を比較し、減免額の高い方が適用となります。

Q2-6：新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。減免の対象となりますか。

減免対象要件（Q1-1 参照）に該当すれば、減免の対象となります。申請の際に、内定が取り

消されたことがわかる書類があればお持ちください。

Q2-7：住民票上の世帯主は年金収入のみの父です。一緒に住んでいる自分の収入が減少しています。減免申請できますか。

住民票上の同一世帯員の方であれば、国民健康保険の資格の有無に関わらず、申請者の申出で主たる生計維持者とし申請可能です。

Q2-8：一人暮らししている母の生計を、別世帯の自分が仕送りで支えています。別世帯の者が主たる生計維持者として、母の国民健康保険税の減免申請できますか。

別世帯の方を主たる生計維持者とすることはできません。

Q2-9：収入や所得がわかる書類は、世帯全員分が必要ですか。

全員分は不要です。主たる生計維持者の収入や所得がわかる書類が必要です。

Q2-10 対象②の要件1について

Q2-10-1：令和4年中の収入見込みはどのように算出すればよいですか。

令和4年1月から申請月までの実際の収入額と、その後の見込み額を合算し、12か月分の見込み額を算出します。

申請月以降の見込み額については、申請時点の実情から算出してください。

例えば令和4年1月から申請月までの収入額の平均などから算出する方法も考えられます。

(※) 申請時点で営業再開や再就職の見通しが立たない場合は、廃業・休業、失業後の見込み額は“0円”とします。

Q2-10-2：確定申告書の控えを見ているが、要件1の「営業・農業・不動産・山林・給与収入」はどの部分ですか。

確定申告書B 第一表の、収入金額欄㉗営業収入・㉘農業収入・㉙不動産収入・㉚給与収入、第三表の㉛山林収入を見てください。

なお、所得金額は、第一表の所得金額欄①営業所得・②農業所得・③不動産所得・⑥給与所得、第三表の68 山林所得を見てください。

Q2-10-3：源泉徴収票を見ているが、収入はどの部分ですか。

収入金額は「支払金額」欄を、所得金額は「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。

Q2-10-4：事業収入等（営業・農業・不動産・山林・給与収入）のうち、営業収入については前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計すると前年比10分の3以上の減少には達しません。減免の

対象となりますか。

営業・農業・不動産・山林・給与収入のいずれか一つでも前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれるのであれば、要件 1 に該当します。さらに要件 2・3 に該当すれば、減免の対象となります。

Q2-10-5：「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「特別定額給付金」などの各種給付金は含みますか。

国や県から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-10-6：営業・農業・不動産・山林・給与以外の、年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は減免の対象となりますか。

減免の対象要件となる減少が見込まれる収入は、営業・農業・不動産・山林・給与収入のいずれかのみです。そのため年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は減免対象外です。

Q2-11 対象②の要件 2 について

Q2-11-1：「前年の所得の合計額」とは、営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか。あるいはそれ以外の種類の所得（年金や株、土地譲渡）を含めた合計ですか。

令和 3 年中すべての所得の合計額です。

年金などの雑所得や株式の配当所得、土地や株式などの譲渡による所得も含まれます。

Q2-11-2：「前年の所得の合計額」とは、医療費や扶養控除など、各種控除をしたあとの額ですか。

医療費控除や扶養控除などの各種控除をする前の額です。

Q2-12 対象②の要件 3 について

Q2-12-1：「減少が見込まれる収入」とは要件 1 でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

その通りです。前年比 10 分の 3 以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-12-2：減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得とは、こういったものを指しますか。

減少することが見込まれる事業収入等以外の全ての所得を指します。

例えば、営業収入、給与収入、雑収入、分離長期譲渡収入があり、減少が見込まれる収入が営業収入である場合、営業収入以外の給与収入、雑収入、分離長期譲渡収入のそれぞれの収入を指します。また、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得合計が



400万円を超えると減免対象外となります。

### 3 減額・免除される額について

Q3-1：事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、令和3年中は必要経費の額が多く、事業所得は0となっていました。この場合減免の要件には当てはまりませんか。

要件には当てはまりますが、減少する見込みの収入にかかる前年の所得額（B）が0の場合は、減免額の計算（ $A \times B / C \times D$ ）において、前年の所得額（B）をかける関係で減免額が0となるため、本減免の申請は不要です。

Q3-2：前年の所得の中にマイナスの金額のものがある場合、要件2・3の「前年の所得の合計額」はどのように計算しますか。また、Bの計算はどうなりますか。

要件2・要件3の「前年の所得の合計額」の計算の際は、金額がマイナスの所得がある場合も通算します。しかし、Bの計算の際には、マイナスの所得は通算しません（金額がマイナスの所得は0として計算します）。

例えば、前年の営業所得がマイナス100万円、給与所得が400万円、雑所得が200万円、不動産所得がマイナス300万円、営業、給与収入が前年よりも減少する場合、要件2の「前年の所得の合計額」は、200万円（ $-100+400+200+(-300)=200$ ）となり、要件3の「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」はマイナス100万円（ $200+(-300)=-100$ ）となります。

Bの額は400万円（ $0+400=400$  となり、 $-100+400=300$  とはなりません）となります。

Q3-3：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額がマイナスの場合、減免対象税額（ $A \times B / C$ ）の計算結果がAの額を超えることが考えられますが、その場合、減免対象税額はいくらになりますか。

（ $A \times B / C$ ）の計算結果がAを超える場合、Aが減免対象税額となります（減免対象税額がAを超えることはありません）。例えば、主たる生計維持者の所得がQ3-3のような場合、世帯に主たる生計維持者の他に被保険者がいないとすれば、（B=400万円）に対し（C=200万円）となるため、（ $B / C = 2$ ）となり、（ $A \times B / C$ ）の計算結果が2A（Aの2倍）となりますが、減免対象税額は2AではなくAとなります。

Q3-4：世帯に「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合、Cの計算の際にマイナスの金額は通算しますか。例えば、被保険者が2名の世帯で、主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」が500万円、もう一人の「前年の所得の合計額」がマイナス100万円の場合、Cの金額はどうなりますか。

C の算出の際、「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合は、その方の所得を 0 として計算します（マイナスの金額は通算しません）。ご質問の例の場合、C の金額は、500 万円となります（ $500+0=500$  となり、 $500+(-100)=400$  とはなりません）。

#### 4 その他

Q4-1：申請したら、どのくらいで減免が決定されますか。

申請いただいてから、減免決定通知等が送付されるまで 2 ヶ月程度かかる予定です。また、受付件数によっては大幅に遅れる可能性があります。お時間をいただきますがご容赦ください。なお、申請書類に不備があると更に時間がかかる可能性があります。また、審査の結果、対象外となった場合は減免非該当通知書をお送りします。

Q4-2：減免決定前に支払いすぎた保険税は、還付されますか。

還付します。ただし、滞納している保険税があるときは充当する場合があります。

減免決定後、保険税変更通知書や還付手続きに必要な書類をお送りし、還付金の振込み口座をご指定いただく書類に必要事項を記入の上返送いただきます。返送いただいた書類の受領から還付金の振り込みまでに約 1 か月かかる場合がございます。お時間をいただきますがご容赦ください。